

D X 普及促進事業業務委託 公募要項

D X 普及促進事業業務委託について、受託業者の選定を公募型提案競技方式で実施しますので公示します。

令和 7 年 7 月 25 日

福岡市福祉局高齢社会部高齢社会政策課

1 事業の名称

D X 普及促進事業業務委託

2 目的

- ・ D X による働きやすい環境を構築するとともに、介護サービスの質を向上する。
- ・ 市内多数の介護事業所に ICT 機器を導入し、D X を推進する。
- ・ 利用者の尊厳を守り、質の高いケアを提供する施設づくりを支援する。

3 実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※当該業務の履行状況が良好であったと判断できる場合に限り、本業務に係る予算成立を条件として、引き続き令和 9 年度まで契約を更新することがあります（令和 8 年度の業務内容は、令和 7 年度の実施状況を踏まえ調整します）。ただし、市の施策の変更等によっては、更新を行わない場合があります。

4 総事業費

8,000,000 円（消費税相当額を含む上限額）

5 委託業務の内容

事業実施に関する業務一式（詳細は別紙「仕様書」を参照してください）

6 スケジュール

- | | |
|--------------|--|
| （1）質問締切 | 令和 7 年 7 月 31 日（木）17 時 |
| （2）質問回答 | 令和 7 年 8 月 4 日（月）予定 |
| （3）参加申込締切 | 令和 7 年 8 月 7 日（木）17 時 |
| （4）提案書提出締切 | 令和 7 年 8 月 18 日（月）15 時 |
| （5）プレゼンテーション | 令和 7 年 8 月 21 日（木）又は 8 月 25 日（月）予定※福岡市役所付近 |
| （6）事業者決定 | 令和 7 年 8 月 29 日（金）予定 |
| （7）契約締結日 | 令和 7 年 9 月 5 日（金）予定 |

7 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、「質問書」（様式3）に記載の上、ご提出ください。

（1）質問締切

令和7年7月31日（木）17時まで

（2）提出方法

メールの件名は「【提案競技質問】御社名」とし、Eメールでご提出ください。

（連絡先はP7「20 お問い合わせ・書類提出先」を参照）

（3）回 答

回答は、令和7年8月4日（月）まで（予定）に福岡市ホームページに掲載します。

（4）掲載場所

HOME＞創業・産業・ビジネス＞入札・契約・公募＞各所管課が公募する競争入札、
提案競技等＞質問と回答

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

8 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができないものとします。

なお、複数の事業者が共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、コンソーシアムの全ての構成員が次の全てを満たしている必要がある。また、コンソーシアムとして参加する場合は、構成員の全てがその他のコンソーシアムの構成員及び提案者になることはできない。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。

（2）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

（3）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

（4）市町村税等を滞納していない者であること。

（5）消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（6）会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（7）福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

でないこと。

- (8) 国内に本社又は支社があり、遠方の場合はオンライン会議ができる環境の準備を行うなどインターネットを活用し、支障なく業務遂行できること。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類若しくは電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

9 参加申込

参加資格を確認し、下記のとおり参加申込みをお願いします。

(1) 提出期限・方法

令和7年8月7日(木)17時までに、郵送(必着)または持参してください。

※参加申し込み書類には、連絡先となる担当者の名刺を2枚添付(同封)してください
(メールアドレスが記載された名刺に限る)

(2) 提出書類

以下①～⑨とする。うち、③～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている事業者にあつては、③～⑨の提出は不要です。また、①、②および名刺の提出はEメールでも可とします。その際資料はPDFにして添付してください。(連絡先はP7「20 お問い合わせ・書類提出先」参照)

コンソーシアムで参加する場合は、代表事業者を決定し、代表事業者が取りまとめのうえ、②～⑧を全ての構成員が提出すること。

① 参加申込書(様式2)

※コンソーシアムで申し込む場合は、業務の実施に係る役割及び責任分担を明確にすること。

また、代表事業者を決定し、「コンソーシアム協定書の写し」を提出すること。(書式は自由)

② 会社概要(事業概要がわかるパンフレット等でも可)

③ 登記事項証明書

法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

④ 市町村税等を滞納していないことの証明書

ア 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

イ 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

ア 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

イ 証明書の種類は「納税証明書（その３）」を選択すること（「その３の２」「その３の３」でも可）。

⑥ 委任状（様式第２－２号）

この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第２－２号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書（様式第２－３号）

様式第２－３号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

⑧ 役員名簿（様式第２－４号）

ア 様式第２－４号に、代表者及び役員（委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

イ この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

ウ 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑨ 直近の決算２年分の財務諸表の写し

法人の場合は、直近決算２年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

（３）提出部数

各１部

（４）提出時の留意事項

- ① 書類の提出に係る費用は申請者の負担とします。
- ② 提出書類については、申請書の審査及び契約手続きを行う上で必要な範囲の複製をすることがあります。
- ③ 提出書類については、理由を問わず返却しません。
- ④ 提出書類については、申請書の審査及び契約手続き以外の目的で使用しません。ただし、福岡市情報公開条例第７条に定める非公開情報（個人情報や法人の利益を害するおそれがある情報など）を除き、情報公開の対象になります。

10 参加辞退

参加申し込み後、参加を辞退する場合は下記のとおり参加辞退届（様式４）を提出してください。

（１）提出期限・方法

令和７年８月１２日（火）までにＥメール、郵送（必着）または持参してください。

11 企画提案書等の提出

（１）提出期限・方法

令和７年８月１８日（月）１５時までに郵送（必着）又は持参してください。

（２）提出書類

以下の①、②を提出してください。

- ① 企画提案書（任意の様式、Ａ４サイズ）

任意の様式（A4サイズ）に評価項目①～④について各2枚以内、評価項目⑤・⑥については各1枚までの企画書提案書に加え、ア事業の実施体制（組織図・体制表、対応予定職員の名簿）、イ事業費積算資料（各1枚まで）、ウ 随意契約伺（工事・委託）（太枠内に税抜きの金額を記載。社名を記入しないよう注意）を必ず記載し、1部にして必ず綴じて提出してください。

表紙の右上に、参加申し込み後にお知らせする提案社表記名（A社、B社など）を記載してください。提案社表記名は、「9 参加申込」の時に頂いた名刺のメールアドレス宛に、8月8日（金）までに送付します。

【企画提案書まとめ】

項目	枚数	合計枚数	A4サイズの様式
評価表①・②・③・④	各項目2枚まで	計8枚以内	任意の様式
評価表⑤・⑥・⑦	各項目1枚まで	計3枚以内	任意の様式
ア事業の実施体制（組織図・体制表、対応予定職員の名簿）	1枚まで	計1枚	任意の様式
イ事業費積算資料	1枚まで	計1枚	任意の様式
ウ随意契約伺（工事・委託）	1枚	計1枚	様式（8）随意契約伺
		合計14枚以内	

- ※注意事項
- ・ 公平な審査を行うため、全体にわたって事業者名がわからないようにすること。
 - ・ 図や写真等のビジュアルに訴えるものは使用しないこと。ただし、表は可。
 - ・ ポイントや重要なところは下線を引いたり、太字にするなど、読みやすさへの工夫をすること。
 - ・ 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
 - ・ 企画提案書には必ずページ番号を付けてください。

② 随意契約伺（工事・委託用）1部

事業所名を記載し代表者印を押印したものを提出してください。

※太枠内に税抜きの金額を記載してください

※①のウとは別に、事業所名を記載し代表者印を押印したものを提出してください。

（3）提出部数

- ① 企画提案書 10部
- ② 随意契約伺 1部

12 プレゼンテーション

企画提案書等の提出があった事業者を対象に、プレゼンテーション及び質疑を行います。

（1）開催日時

令和7年8月21日（木）又は8月25日（月）予定 ※福岡市役所付近※時間未定

（2）場 所

福岡市役所付近

※詳細（開始時間等）は参加申込みの締切後に、「9 参加申込」の時に頂いたメールアドレス宛に、8月8日（金）までを目途に対象事業者にもEメールで通知します。

（3）その他

- ・提案競技参加者によるプレゼンテーション（10分以内）の後、質疑応答（10分程度）を行います。プレゼンテーションは企画提案書を用いてください。出席者は1事業者あたり2名までとし、説明は、契約を締結した場合に本件委託業務を主に担当する方が行ってください。提案側に必要な機材等（PCやインターネット環境等）は各々で準備をお願いします。

13 審査

本市が設置する選定委員会で審議し、最優秀提案者を決定します。最優秀提案者以外に評価点が基準点（満点の6割）を満たしたものは、次点候補者として、その評価点の高い順に順位付けを行います。

また、結果通知につきましては、令和7年8月29日（金）までを目途に「9 参加申込」の時に頂いた名刺のメールアドレス宛にEメールで提案参加者全員に通知する予定です。また、最優秀提案者の事業者名については福岡市ホームページで公表します。

14 提出書類の取扱い

- （1）提案書類提出後の内容変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- （2）提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- （3）提出書類は、審査事務に必要な場合、複製することがあります。
- （4）選定された提案は、協議により内容の変更を求めることがあります。

15 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合又は選定委員等に対する不正な行為が認められた場合は、失格とすることがあります。

16 契約

- （1）福岡市は、選定委員会での選定に基づき契約予定者を決定し、当該契約予定者と提案内容をもとに最終的な仕様を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。なお、契約締結に至らない場合は、次順位の者と業務委託契約手続きのための協議を行います。
- （2）契約に当たって、選定事業者は契約日までに契約保証金（契約金額の10%以上）を福岡市に納付する必要があります。

※福岡市契約事務規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部が免除されます。

- ・契約保証金説明書 URL: <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

17 委託における著作権等の権利の取扱い

この委託で制作された物の著作権は、福岡市に帰属するものとします。疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとします。

18 その他の留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (3) この資料を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) 契約予定者となった場合、速やかに法人の役員等（役員等として登記又は本市若しくは関係機関に届出がされていないが、経営に事実上参加している事業者を含む。）及び使用人の名簿を提出いただきます。（選定時及び契約締結予定日現在で福岡市競争入札参加資格者名簿において掲載されている場合を除く。）
- (5) この委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止します。

19 添付書類

- (1) 仕様書
- (2) 参加申込書（様式 2）
- (3) 委任状（様式第 2-2 号）
- (4) 誓約書（様式第 2-3 号）
- (5) 役員名簿（様式第 2-4 号）
- (6) 質問書（様式 3）
- (7) 参加辞退届（様式 4）
- (8) 随意契約伺（工事・委託用）
- (9) 評価表

20 お問い合わせ・書類提出先

福岡市福祉局高齢社会部高齢社会政策課（福祉人材係） 佐々木、川端、熊丸

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所 12 階

電話：092-711-4595 FAX：092-733-5914

E メールアドレス：fukujin@city.fukuoka.lg.jp